

エネルギー対策に係る推進体制整備

1 趣 旨

東日本大震災の影響による電力不足への対応をはじめ、今後の国のエネルギー政策の動向に応じた、県としての総合的な対策を推進するため、新たに、エネルギー対策に係る推進体制を整備する。

2 エネルギー対策室の設置

企画県民部地域振興課に「エネルギー対策室」を設置する。

エネルギー対策室長は、地域振興課長が兼務する。

内部組織は、次のとおりとする。

「エネルギー対策室参事」の設置

新エネルギーの導入促進に係る主な関係課室長が兼務

「主幹(技術担当)」「係長(水資源担当)」の移管

発電用施設周辺地域の整備、水資源の総合調整等に係る事務をエネルギー対策室に移管

「主幹(調整担当)」の設置

地域振興課副課長(調整担当)が兼務

「係長(エネルギー対策担当)」の設置

主な取り組み

- * 電力不足対策(家庭・事業者に対する節電の呼びかけ)
- * 関西広域連合と連携した今後のエネルギー供給に対する国・関西電力等への働きかけ
- * 新エネルギーの導入促進に係る総合調整

部局間の連携による対策の総合的な推進は、既設の「エネルギー対策推進本部」で対応

3 設置時期

平成23年8月1日

<参考> 組織改正図：企画県民部

